	訓練延長給付		広域延長給付	全国延長給付	個別延長給付		地域延長給付	
対象者	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が2年を超えるものを除く。）を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。		厚生労働大臣は、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域について、広域職業紹介活動（※）を行わせた場合において、公共職業安定所長が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認定する受給資格者について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する措置（広域延長給付）を決定することができる。 ※広域職業紹介活動 求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための計画を作成し、関係都道府県労働局長及び公共職業安定所長に、当該計画に基づく広範囲の地域にわたる職業紹介活動	厚生労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準（※）に該当するに至った場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、所定給付日数を超えて受給資格者に基本手当を支給する措置（全国延長給付）を決定することができる。 ※政令で定める基準 連続する4月間（以下「基準期間」という。）の失業の状況が次に掲げる状態にあり、かつ、これらの状態が継続すると認められることとする。 ①基準期間内の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率が、それぞれ100分の4を超えること。 ②基準期間内の各月における初回受給者の数を、当該各月の末日における被保険者の数で除して得た率が、基準期間において低下する傾向にないこと。	身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち、特定理由離職者である者又は特定受給資格者であって、次の①～③のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。 ①心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者 ②雇用されていた適用事業が激甚災害として政令で指定された災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は離職したものとみなされた者であって、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者 ③雇用されていた適用事業が激甚災害又はそれに準ずる災害として職業安定局長が定める災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は離職したものとみなされた者	身体障害者等の就職困難者である受給資格者であって、左記②に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。	身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち、特定理由離職者である者又は特定受給資格者であって、厚生労働省令で定める基準に照らして、雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者（個別延長給付を受けることができる者を除く）については、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。 ※備考 ①地域延長給付は暫定措置のため、離職の日が平成34年3月31日以前である受給資格者が対象となる ②平成29年4月1日以降に離職した者、平成29年3月31日以前に離職した者であって、かつ、 所定給付日数分の受給を終える日が平成29年4月1日以降の者が対象となる ③指定された地域から指定されていない地域に住所又は居所を変更する場合は、地域延長給付の対象でなくなる
延長日数	公共職業訓練等を受けるため待期している期間	90日を限度	90日を限度	90日を限度	**原則** ①に該当する受給資格者：60日を限度 ②に該当する受給資格者：120日を限度 ③に該当する受給資格者：60日を限度 **例外**：35歳以上60歳未満かつ20年以上 ①に該当する受給資格者：30日を限度 ②に該当する受給資格者：90日を限度 ③に該当する受給資格者：30日を限度	60日を限度	原則	60日を限度
	公共職業訓練等を受けている期間	2年を限度						
	公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると公共職業安定所長が認めた場合の当該公共職業訓練等の終了後の期間	30日を限度					例外 35歳以上60歳未満かつ20年以上	30日を限度
優先順位	①個別延長給付　②地域延長給付　③広域延長給付　④全国延長給付　⑤訓練延長給付							

参考

離職の日における年齢	算定基礎期間				
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	―
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

離職の日における年齢	算定基礎期間				
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

身体障害者等の就職困難者以外（特定理由離職者・特定受給資格者）

個別延長給付		地域延長給付
①に該当する受給資格者	60日を限度	60日を限度
②に該当する受給資格者	120日を限度	
③に該当する受給資格者	60日を限度	
①に該当する受給資格者	30日を限度	30日を限度
②に該当する受給資格者	90日を限度	
③に該当する受給資格者	30日を限度	

身体障害者等の就職困難者

個別延長給付
60日を限度